

第2節

外交実施体制の強化

【総論】

国際社会が直面する諸問題に機動的かつ的確に対応し、国益を踏まえた強力な外交を展開するためには、日本の外交力の強化、とりわけその中核となる外交実施体制の充実を図ることが急務の課題となってい

る。

このため、外務省としては、外交実施体制の土台である予算及び機構・定員面での抜本的強化、情報収集・分析体制の強化、IT化を通じた情報処理能力の向上等に向け、取り組んでいる。

(1) 予算、機構・定員面での努力

外務省の2006年度予算においては、国際社会との協力を通じ、日本の国益の確保を目指すという観点から、①「国民と共にある外交」（安全保障政策や邦人保護・領事政策等の我が国・国民の安全の確保と日本企業支援や経済連携協定（EPA）の推進等の我が国・国民の繁栄の増進）、②「自由で豊かな世界を目指す外交」（アジアにおける安定的協力関係の強化、国連改革の推進、貧困・平和・地球規模問題等への取組）、③「世界に発信する機動的な外交」（戦略的な情報発信とパブリック・ディプロマシーの強化、情報収集・分析機能の抜本的強化、外交実施体制の強化）を三本柱とする総額6,912億円（対前年度比2.2%減）を計上した。

また、2006年度の補正予算では、①東アジア青少年交流、②日・アセアン包括的経済連携協力基金、③イラク復興開発無償援助、④世界エイズ・結核・マラリア対策基金、⑤鳥及び新型インフルエンザ対策、⑥ドミニカ移住者に対する特別一時金、⑦国連及び国連平和維持活動（PKO）分担金、などについて合計1,833億円を計上し、緊

急に手当する必要が生じた事項に対応した。

本省の機構については、一層戦略的な海外経済協力を実施するため、また、包括的な改革が進展しつつある国際連合、歴史的な転換期にあるアジア・大洋州地域、さらに、日本として積極的に推進してきているEPA交渉等に関する外交実施体制を強化するため、8月、経済協力局の国際協力局への改組、アジア大洋州局における南部アジア部の新設、地球規模課題審議官の設置、総合外交政策局等の課の再編、国際法局における経済条約課の新設等の機構改革を実施した。また、地方との連携体制強化のため、大臣官房総務課に地方連携推進室を設置した。在外公館については、公館の新設・廃止ともに実施されず、2006年度末における在外公館（実館）数は、大使館117、総領事館65及び政府代表部7の合計189となっている。この数字は、主要国と比べても非常に少ないものであり、2007年度には、6大使館・2事務所の新設など、在外公館の大幅な増強を行う予定である。

定員の増強については、近年の重点事項

である在外公館の警備・治安対策や在留邦人保護活動業務の強化に加え、「対外情報機能強化に関する懇談会」（後述）での提言も踏まえ、対外情報収集・分析体制の強化に取り組む必要があるとの認識も高まった。

これを踏まえ、2006年度には、新たな定員合理化計画が開始されるなど、政府全体での厳しい予算・定員事情の中で、在外公館の情報収集強化のための人員体制強化及び外務本省の情報分析担当官の増員を含む、外務本省8人、在外公館11人の合計19人の増員を行い、定員数は合計5,453人(外

務本省2,167人、在外公館3,286人)となった。しかしながら、この定員数をもってしても、他の先進諸国、特に英国・ドイツの7,500人体制と比しても決して十分とはいえず、外交課題が山積する中で、依然として人員不足は否めない状況にある。外務省は、引き続き定員の増強を図る一方、事務合理化等の努力を通じ、既存定員の再配置を行っている。こうした状況を踏まえ、2007年度には、合計51人の増員を行うとともに、在外公館の現地職員等の実質的な人員を合計100人増員する予定である。

2006年度 外務省予算重点事項

【2006年度 重点外交政策～「凛とした志の高い外交」～のための主な予算措置】

総額 2,417 (単位：億円)

1. 「国民と共にある外交」

215.5

① 我が国の平和と安全の確保	6.7
② 国民の安全の確保	108.6
③ 我が国・国民の繁栄の増進	100.2

2. 「自由で豊かな世界を目指す外交」

1,685.2

① アジアにおける安定的協力関係の強化	59.5
② 世界の貧困削減と成長等への貢献	767.2
③ 国連の機能強化のための改革推進	11.2
④ 国際社会の平和と安定に向けた取組	602.4
⑤ グローバルな課題への対応	244.7

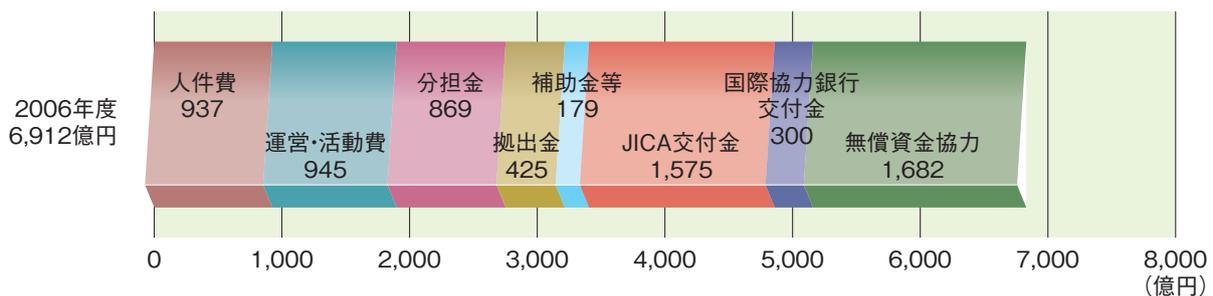
3. 「世界に発信する機動的な外交」

516.1

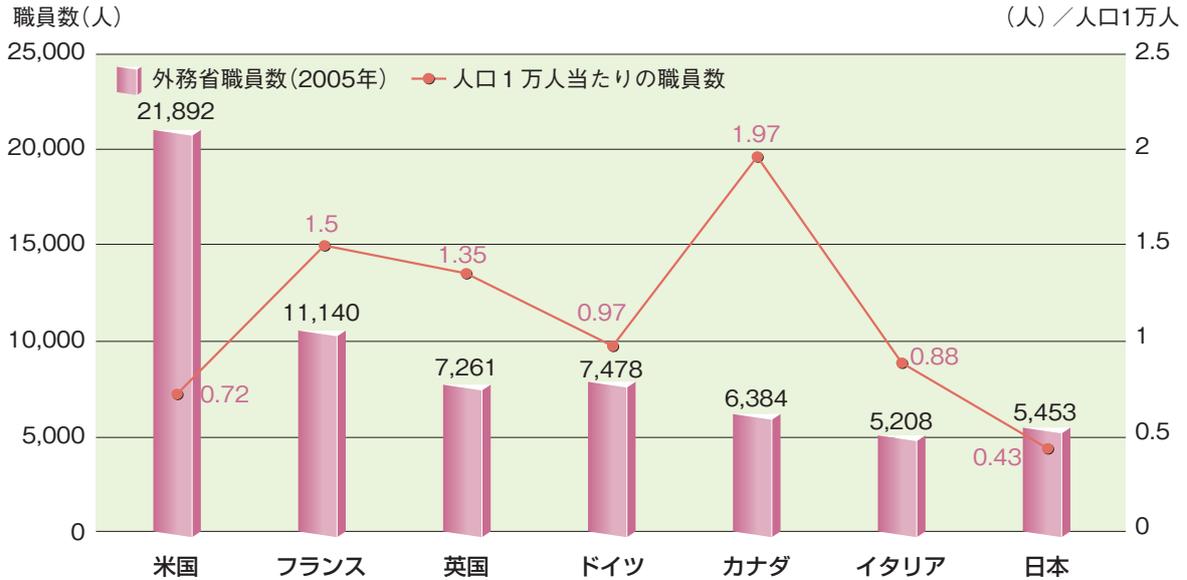
① 戦略的な情報発信とパブリック・ディプロマシーの強化	263.4
② 情報収集・分析機能の抜本的強化	6.4
③ 外交実施体制強化	246.2

(※) 四捨五入の関係上合計に不一致あり

2006年度 外務省所管予算



主要国の外務省職員数



(注) 各国においては2005年の調査結果を掲載(日本については2006年度末定員)
人口は国連人口基金「世界人口白書2003」より

(2) 情報の収集・分析体制の強化

国際テロ問題や北朝鮮、イランを巡る情勢などに見られるように、流動性と不透明性をますます高めている近年の国際環境の中で、日本が様々な課題に迅速に対応しつつ、能動的かつ戦略的な外交を展開していくためには、その基礎として、幅広い人脈を開拓するとともに、多様で広範な対外情報の収集を行い、深い専門的知見に裏打ちされた分析を行うことが必要不可欠である。

外務省では、2005年に、町村外務大臣の下に設置された「対外情報機能強化に関する懇談会」の提言^(注1)も踏まえ、在外公館の情報収集体制強化のための人員拡充、外

部・民間の専門家が有する知見の一層の活用、公開情報のより有効な活用、関連インフラや研修、秘密保全措置等の整備など、外務本省及び在外公館における対外情報収集・分析能力の抜本的強化に継続的に取り組んでいる。

外務省の対外情報機能の強化は、大局的見地から、着実に進めていくことが必要な中長期的な課題である。今後、上記の取組とともに分析要員の人員拡充及び専門性の更なる向上、そのための組織的かつ体系的な教育・訓練の充実、情報防護措置のなご一層の強化等についても、引き続き前向きな取組を進めていく必要がある。

(3) IT を利用した情報化の推進

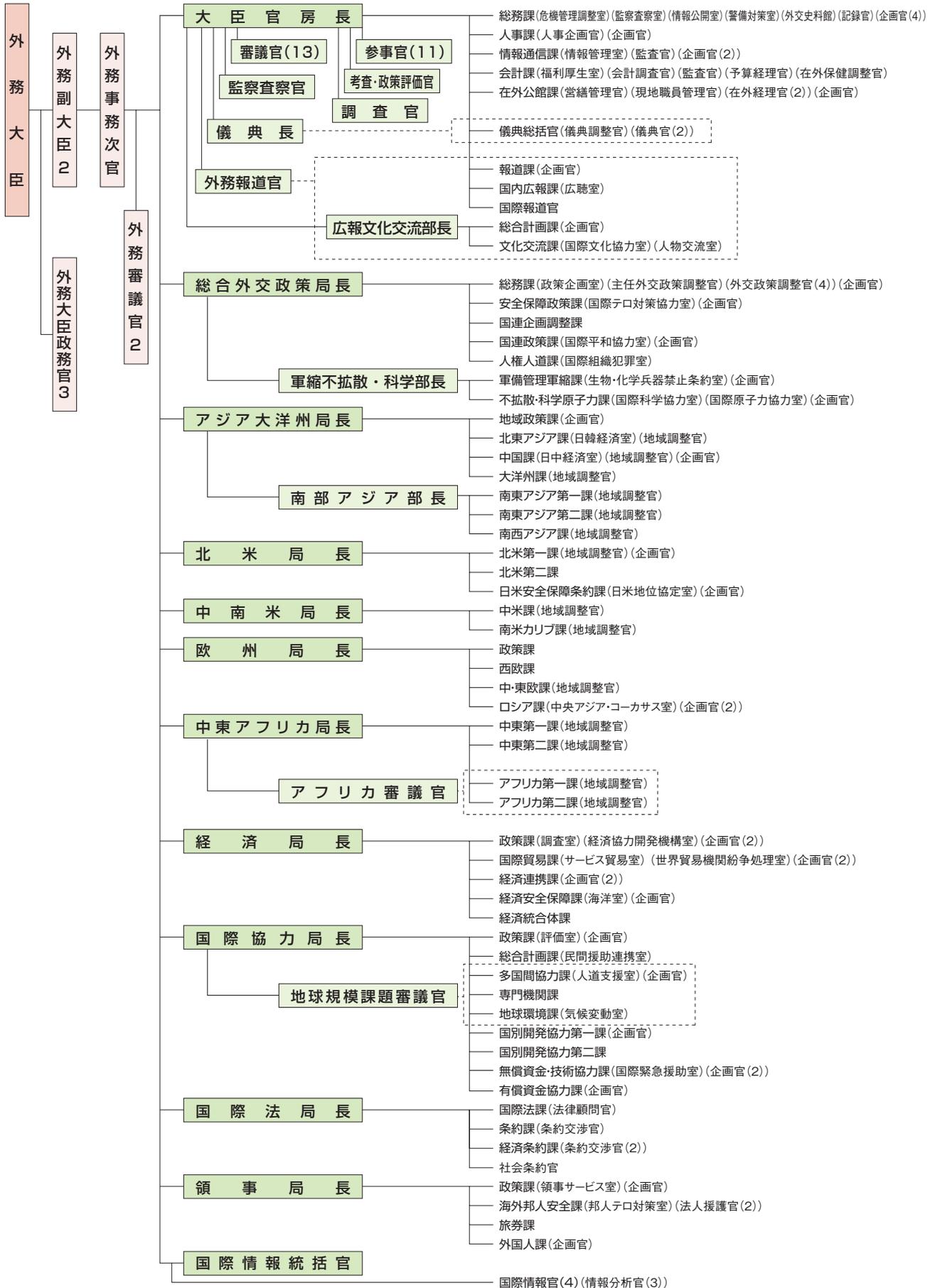
外務省では情報処理機能の強化、国民への行政サービスの向上などを計画的に進め、外交実施体制を支える実効性のあるIT化を行っている。

本省と在外公館との間の情報伝達や共有は外交の実施の要である。通信の信頼性と

秘匿の維持・強化のため、外交通信システム(公電システム及び国際間ネットワークシステム)の更新を行うとともに1995年度から本省及び在外公館に対し外務省LAN(ローカル・エリア・ネットワーク)の整備拡張を進めている。今後も、最新の技術

(注1) 2005年9月13日に町村外務大臣に対して提出された報告書において、情報収集機能の強化、情報分析能力の強化及び基盤整備の重要性等についての提言がなされた。

2006年度機構図



動向や将来のニーズを見極めながら利便性の向上とセキュリティの強化を図り、効果的な外交を支えていく。

また、ITを利用した業務改革という観点から、領事窓口業務を中心としたシステム化による国民サービスの向上や端末統合による経費削減など、省内の主要なシステ

ムを対象に、「最適化計画」を進めている。

さらに、政府全体として推進している電子政府事業の一環として、在留届等の申請・届出等の手続きの電子化や、政府調達のための電子入札・開札システムを運用している。

(4) 情報公開の推進と外交記録の公開

2001年4月に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）」が施行されてから2006年末までの間に、外務省には7,547件の開示請求が寄せられ、6,209件に対して決定が行われた（このうち不開示とされたのは683件（11.0%）、不存在は1,006件（16.2%））。外務省は、自らの活動を国民に対して説明する責務を全うするため、日本の安全や他国等との信頼関係、対外交渉上の利益、個人情報等の保護にも一定の配慮をしつつ、開示請求に対応する

とともに、情報公開法によって開示された文書のうち、歴史資料としての価値が認められるものについては、外交史料館において一般公開している。

このほか、1976年以来、戦後の外交記録のうち、原則として作成後30年が経過したものを対象に精査した上で、順次、外交史料館において公開している。この制度の下に、2006年末までに約1万1,700冊の記録を公開した。

(5) 政策評価の実施

外務省の活動を国民に説明する責務を全うするため「行政機関が行う政策の評価に関する法律（政策評価法）」に基づき政策評価を行っている。政策評価の実施により、将来の政策のよりよい企画立案につなげ、国益の増進に向けた効果的な外交の遂行に役立てている。また、2月に改訂した基本計画（計画期間：平成17年度～19年度）及び実施計画において、評価と予算との連携に配慮する等の改善を図るなど、政府全体の政策評価への対応と外務省の活動の特性に配慮しつつ評価の改善を行っている。

平成17年度に実施した施策にかかわる政策評価は、平成18年7月に公表した。

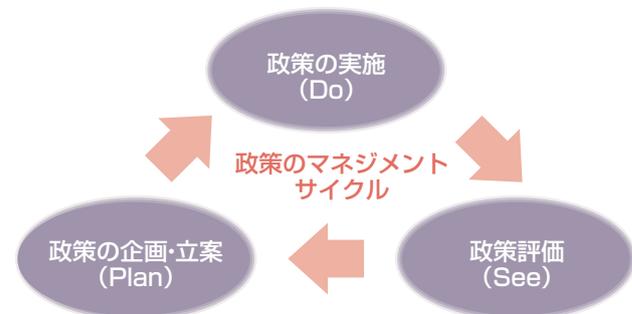
評価書及び関連情報については、外務省ホームページに掲載している^(注2)。このような政策評価の実施や、評価の在り方の改善を通じて、限られた予算、定員の中で、

効果的かつ効率的な外交の実施に向けた努力を行っている。

政策評価制度について

【政策評価制度の目的】

- ・国民に対する行政の説明責任を果たす
- ・国民本位の効率的で質の高い行政を実現
- ・国民的視点に立った成果重視の行政を実現



平成18年度外務省政策評価書（平成17年度に実施した施策に係る政策評価）においては、国・地域、分野に係る64の施策を対象に事後評価を実施した。施策の目的達成手段としての評価が行われた事務事業は214件に及び、各施策の実施状況や今後の課題等について記述されている。

(注2) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/index.html> 参照。